

検体検査業務委託プロポーザル 募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県立幡多けんみん病院検体検査業務委託

(2) 事業の目的

検体検査及びそれらの付随業務を、業務量に応じた効率的な人員体制と設備体制で適切な処理を行い、迅速且つ正確で安全な検査体制を確立することにより、診療機能向上及び適正な事業収支の確保に資することを目的とする。

(3) 事業内容

検体検査業務、検査受付業務、統計資料等作成業務、検査機器の日常メンテナンス、採血管準備業務

(4) 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

2 見積限度額(5年間総額)

1, 141, 810千円(消費税額及び地方消費税を含む)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「検体検査業務委託プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

審査委員会を開催し、提出された企画提案書と企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーション内容について、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定する。

なお、評価点が同じである場合には、最終の指標として価格を使用する。

選定後には、幡多けんみん病院と候補者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きを行う。ただし、30日以内に交渉が整わない場合は、次点者と交渉を行う。

また、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者(もしくは契約締結時まで登録が予定されている者)であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないものであること。

- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
- (8) 高知県内に事業所(本社、支店、営業所等)を置く者、又は契約締結(業務開始)までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。

6 説明会

開催日時 : 令和元年10月31日(木) 14時から16時まで

場 所 : 幡多けんみん病院 3階 大会議室

※1参加者あたり3名までの参加とする。

参加方法: 令和元年10月29日(火)午後5時までに、説明会参加申込書(別紙様式1)により持参、又はファックスで提出すること。ファックスによる場合は、電話にて送信確認を要する。

なお、当日は募集要領(仕様書を含む。)及び様式集を幡多けんみん病院のホームページより出力し、各自持参すること。

(申込先)「14 問い合わせ先」に同じ

7 質疑と回答

質疑については、説明会終了から令和元年11月6日(水)17時までの間、別紙様式2により、郵送(書留又は配達記録に限る)又はファクシミリ、電子メールで受け付ける。ファクシミリと電子メールによる場合は、電話により着信を確認するものとする。質疑と回答の内容は幡多けんみん病院ホームページに掲載する。同日を過ぎての質疑については、原則として受け付けませんが、回答することが必要と認める場合は、この限りではない。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式2)に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3	参加申込書	A4縦	1部
4	誓約書	A4縦	1部
5	事業者概要書	A4縦	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達記録に限る)による。

② 提出期限

令和元年11月13日(水)17時まで(必着)

③ 提出先

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院 経営事業部 経営事業課 (TEL 0880-66-2222)

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和元年11月15日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日祝日を除く。)以内に、書面により、病院長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められるものとする。
- ② 病院長は説明を求められたときは、令和元年11月26日(火)までに書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「検体検査業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「検体検査業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての参加者に文書で通知する。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となる。

高知県情報公開条例 [<http://www.pref.kochi.jp/~kensei/jouhou/j-jyorei.htm>]

12 日程

- 令和元年 10月 16日(水) 公募開始
- 令和元年 10月 31日(木) 説明会
- 令和元年 11月 8日(金) 質疑書への回答(ホームページ掲載)
- 令和元年 11月 13日(水) 参加申込書類提出〆切
- 令和元年 11月 29日(金) 企画提案書提出〆切
- 令和元年 12月 上旬～(予定) 審査委員会(プレゼンテーション)
- 平成元年 12月 上旬～(予定) 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。ただし、病院内及び審査委員会での使用に限る。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。ただし、提案書等を開示することにより、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する場合は、該当部分にその旨を表示するとともに別紙様式6により

提出すること。なお、開示・非開示の判断は別紙様式6に基づき行うものではなく、別紙様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

高知県情報公開条例 [<http://www.pref.kochi.jp/~kensei/jouhou/j-jyorei.htm>]

(4) 契約者以外の参加者から提案された内容については、参加者の承諾なしには利用しない。

14 問い合わせ先

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈3番地1
高知県立幡多けんみん病院 経営事業部 経営事業課
担当 経営事業課 山田
TEL 0880-66-2222 FAX 0880-66-2111
E-mail kouji_yamada@ken3.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込書類を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。なお、辞退することによって、今後、幡多けんみん病院との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続き過程で、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明したとき。